

6月臨時会議の開会にあたりまして、2点ご報告させていただきますとともに、本日提出いたしました諸案件の概要をご説明申し上げます。

はじめに、私の進退につきまして、皆様方に改めましてご報告申し上げます。

平成18年7月、滋賀県知事に就任させていただき、以来2期8年の長きにわたり、県政をお預かりし、全身全霊をもってその職にあたってまいりましたが、このたび今限りで知事の任を退く決断をいたしました。

この8年を振り返ってみますと、2006年の「3つのもったいない」や2010年の「もったいないプラス」としてお示しをしました県民の皆さんとのお約束を実現するための県政を着実に進めることができたという達成感がございます。

また、同時に「流域治水の推進に関する条例」の制定など、滋賀県の未来への発展と安心の種を埋め込むことができたという安堵感がございます。

これも県議会の皆様、県職員の皆様の御協力の賜物でございまして、改めて深く感謝を申し上げます。ありがとうございました。

一方、数多くの県民の皆様から、引き続き知事を続けてほしいというありがたいお声もいただき、大変思い悩むところもございましたが、知事の職というのは、2期8年が1つの区切りであるともかねてから考えておりましたことから、こうした決断に至ったものでございます。

7月19日に任期満了を迎えますが、最後の1日まで、県民の皆さんのため、未来の世代のため、全力で職にあたらせていただきます。

次に、第79回国民体育大会の主会場の選定につきまして、ご報告申し上げます。

去る5月26日に開催されました、国体開催準備委員会「第2回常任委員会」におきまして、平成36年に開催いたします第79回国民体育大会の主会場を『彦根総合運動場』とすることを決定いただきました。

これまで、常任委員会の付託に基づき、「主会場選定専門委員会」におきまして、約半年間にわたり、国体の開・閉会式や陸上競技会の開催はもとより、国体終了後の利活用なども含め、多様な観点から慎重かつ熱心にご審議をいただきました。

その結果、施設整備の実現可能性等の条件を踏まえつつ、「日常性、将来性、地域への貢献、スポーツの推進」といった4つの理由から、『彦根総合運動場』を主会場として最もふさわしい地として選定いただき、常任委員会においても慎重にご審議の上、決定いただいたところでございます。

県といたしましては、この決定を真摯に受け止め、今後施設所有者として、地元市である彦根市と連携をし、周辺住民の皆さんのご理解もいただきながら、整備に着手してまいりたいと考えております。

『彦根総合運動場』が、全国に誇れる国体主会場として整備できますよう、また、多くの県民の皆さんに今後永きにわたり愛されるスポーツ推進と健康づくりの拠点施設として整備できますよう、県としても全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、皆様方のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、本日提出いたしました案件の概要につきまして、ご説明申し上げます。

まず、条例案件でございますが、

議第109号は、地方公務員法の一部改正に伴い、新たに創設されました配偶者同行休業制度を本県においても導入するため、条例を制定しようとするものでございます。

議第110号は、母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、新たに父子家庭に対する福祉の措置が規定され、法律名が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改められたことなどから、滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例ほか4条例の一部を改正しようとするものでございます。

議第111号は、地方税法等の一部改正に伴い、滋賀県税条例の一部を改正しようとするものでございます。

議第112号は、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令等に規定されている地方税の不均一課税に伴う減収補てん措置が適用期限切れとなったことに伴い、近畿圏都市開発区域および中部圏都市開発区域ならびに特定地域における不均一課税の制度を廃止しようとするものでございます。

議第113号は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部改正に伴い、案内標識の種類に道の駅の予告が新たに追加されたため、所要の改正を行おうとするものでございます。

議第114号は、県営住宅の設置場所について、用途廃止による取り壊しなどに伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

議第115号は、義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定方法が見直されることに伴い、教員特殊業務手当の額を改めようとするものでございます。

次に、その他の案件でございますが、

議第116号から120号までは、税外未収金に係る請求訴訟の提起について、

議第121号は、損害賠償請求訴訟の和解について、

議第122号は、損害賠償の額を定めることについて、

それぞれ議決を求めようとするものでございます。

次に諮問案件でございますが、

諮第1号は、退職手当の支給制限処分につきまして、被処分者から処分の取消を求める異議申立書が提出されましたので、決定を行うにあたり議会に諮問を行おうとするものでございます。

以上、何とぞよろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。